

学校いじめ防止基本方針

平成26年10月
東京都立杉並総合高等学校

学校いじめ防止基本方針

東京都立杉並総合高等学校

平成26年10月29日

校 長 決 定

【はじめに】

いじめ問題は、いじめに関わったすべての子どもの人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけでなく、かけがえのない子どもの生命を奪うこともある憂慮すべき問題である。このようないじめ問題を解決に導くことは、教育に携わるすべての者の務である。現在、いじめ等で子どもの生命や身体に重大な危険を生じる事案が発生しており、これまでこの問題については様々な施策が講じられ、対応を進めてきた。

国会においても、平成25年6月に「いじめ防止対策基本法」が可決・成立し、学校と保護者、そして地域とが互いに連携して、いじめ防止等のための対策に取り組んでいくことが明文化された。さらに東京都教育委員会は平成26年2月に「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」を刊行し、この問題に対する理解を再確認するとともに、組織としてどのようにこの問題に取り組み、また未然に防ぐことができるのかといった方向性を示した。

学校は直接的に生徒に関わる場であり、いじめ防止に関する役割は大変重要であり、全教職員が、直接的ないじめだけでなく、いじめを助長したり、あるいは傍観するといった行為も絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であり、そのことがいじめ問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識の育成につながる。そのためには、学校全体として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員が生徒1人ひとりを多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観にたち指導を徹底することが重要である。さらに、教職員はこの問題に個々で対応するのではなく、学校全体で組織的に取り組まなければならない。

本校は、「自主自立」や「世界に通じる国際人」の育成を目指しており、そのためにも互いのすばらしい素質や個性を認め合い、自他ともに尊重する精神を身につけることが必要不可欠であると考えられる。このことから、いじめを重大な人権侵害の事象であるという認識に立ち、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに学校の基本方針を定めるものである。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方と方策

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得るものであり、学校・家庭・地域などが一体となって、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。特に、「いじめをうまない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関係しており、すべての教職員が日常から実践することが求められるものである。

この基本方針では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取り組みの視点と具体的な取り組み内容を示す。

1. いじめとは

(1) 定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係に他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4)いじめへの総合対策

○東京都教育委員会が平成26年7月に定めた「いじめ総合対策」において、この問題については、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の四つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取り組みの視点と具体的な取り組みを示している。具体的には以下の四つのポイントを常に念頭において進めておくことが重要であると指摘されている。

ポイント1:教員の指導力の向上と組織的対応<学校一丸となって取り組む>

ポイント2:子どもからの声を確実に受け止め、子供も守り通す<被害の子供を守る>

ポイント3:いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり

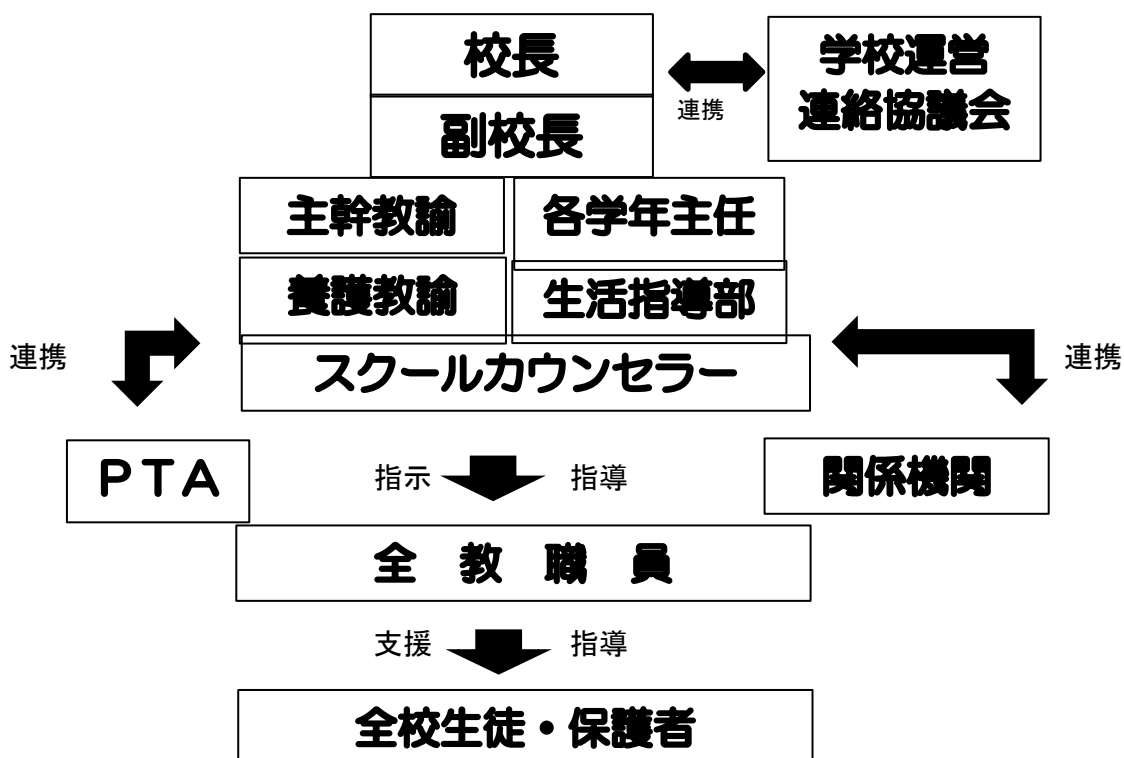
<周囲の子どもに働き掛ける>

ポイント4:保護者・地域・関係機関との連携<社会総がかりで取り組む>

(5)いじめ防止のための学校の体制

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校内に「いじめ対策委員会」を設置する。構成員は、校長・副校長・主幹教諭・各学年主任・生活指導部担当・養護教諭・スクールカウンセラーとする。

開催時期は各学期に1回、ふれあい月間(6月・11月・3月)にあわせて実施する。また、いじめによる重大事態が発生した場合は、臨時に開催する。役割としては、いじめ問題への学校の対応についての検証および指導・助言を行い、重大事態発生時は調査や対応策を検討する。



2. 年間計画「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「生徒個人カード」により把握された生徒状況の集約 ・HR&学年づくり ・スクールカウンセラーによる全員面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HR&学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HR&学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の周知
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会にて「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 ・第1回いじめ対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 	
8月				
9月				
10月				
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 ・二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会
12月				
1月				
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間アンケートの実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会
3月				

3. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、年3回の「いじめ対策委員会」を開催し、取り組みが計画通り進んでいる□か、いじめの対処に関する報告や状況に変化があったケースの検証、必要に応じた計画の見直しや外部機関との連携等の検討を行う。

第2章 四つの段階に応じた具体的な取り組み

本章では、いじめに対する対応を「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」という四つの段階別に設定し、それぞれの段階で求められる対応や取り組みをまとめる。

(1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

ア、教員の指導力の向上と組織的対応

① 学校いじめ対策委員会の設置

学校は、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置する。

また、この対策委員会を支援する組織として、民生・児童委員や子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、警察職員等も含めた学校サポートチームの設置も今後検討を進めていく。

② 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取り組み内容について、学校いじめ防止基本方針として策定し、ホームページ等を通して公表する。

③ 実態把握の方法および教職員に求められる姿勢

生徒や学級の様子を知るためには、何より教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事をとらえ、考え、共感したり意見交換をするなど、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中でキャッチできる生徒たちの些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

特に学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子どもの変化に気づくことができる立場にあることを自覚し、日常から積極的に生徒とコミュニケーションをとり、子どもから信頼され、相談されやすい学級担任として、子どもとの人間関係を構築していく。そのようにして生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要であり、そのためには意識調査やアンケート等の活用が有効な手段である。

さらに学校としては、生徒をいじめに向かわせないために「規律」「学力」「自己有用感」を身につけさせ、きちんと授業を受けることで基礎的な学力を定着させ、認められているという実感をもった生徒を育成することが肝心である。そのためにも、教職員の共通理解を図り、互いに学級経営や授業、生徒指導等について相談したり情報交換ができる職場の雰囲気づくりが大切になってくる。そして何より、生徒たちは教職員の一挙手一投足に注目し、その言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめの一因となりえることを自覚し、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

④ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み

ア、いじめに関する授業の実施

イ、弁護士等を活用した法教育の実施

ウ、生徒会等による主体的な取り組みへの支援

エ、東京都教育委員会による「いじめ防止カード」の作成・配布

(2) 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

ア、早期発見のための手だて(いじめの「見える化」)

- ①日々の観察
- ②日誌や日記等の活用
- ③相談体制の充実
- ④いじめ実態調査や生活意識調査の実施と活用
- ⑤相談しやすい環境の構築

イ、具体的方策

子どもの生活習慣の乱れ(食欲低下や寝不足等)の要因として、いじめが背景にある場合がある。日常の観察を通して気づいた点について個別に話を聞いたり、アンケート等を活用するなどして、早期発見につなげる。

入学時の第1学年生徒については、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、これまでの人間関係の中での経験について情報を得るとともに、日常生活で解決困難な事例に直面した場合にすぐにスクールカウンセラーに相談できる環境づくりの一助とする。

さらに、本校では年3回程度、担任は生徒との2者面談を実施し、生徒の表情を見ながら、本人のことだけでなく、友人のことや学級、部活動や校外活動のことなどを把握する。それとともに管理職をはじめとした全教員が校内巡回を行うこと等を通して、複層的な視点からの生徒たちの変化をいち早く把握して、いじめの事前防止および早期発見につなげる。

ウ、ネット上のいじめについて

近年、スマートフォンの普及に伴い、SNSやメールでのいじめが増加傾向にあるが、このタイプのいじめについては学校での兆候が見えない場合がほとんどである。家庭において「着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなった」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に理解してもらい、いじめが疑われる場合は直ちに学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。また、この件についても、いじめ実態調査の効果的活用をしていくことで、早期発見につなげていく。

また、都教委によるネットいじめの監視結果をふまえ、実態把握と指導につなげていく。

エ、確実な発見のために

- ①生徒の行動の記録(ふれあい月間の調査を含む)
- ②ファイリングの徹底
- ③ファイリングされた情報や生徒意識調査等により把握した情報の共有
- ④学校だよりや保護者会の積極的な活用
- ⑤保護者によるスクールカウンセラーの活用

【参考】 いじめの態様と、その内容から抵触する可能性のある刑罰

ア、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……脅迫・名誉棄損・侮辱

イ、仲間外れや集団による無視等……刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要

ウ、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる……暴行

エ、ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする……暴行および傷害

オ、金品をたかられる……恐喝

カ、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……窃盗・器物破損

キ、いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる……強要・強制わいせつ

ク、パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる……名誉棄損

(3) 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

ア、いじめ対応の基本的な流れ

A. いじめの情報のキャッチ

- ・「学校いじめ対策委員会」の招集
- ・対応についての方針作成
- ・見守る体制の整備(休み時間や放課後の時間も含め)

B. 正確な実態の把握

- ・当事者双方、関係者、周囲の生徒からの聞き取りの実施と記録
- ・関係教職員からの聞き取りおよび情報の共有
- ・保護者への連絡および聞き取り

C. 指導体制・方針の決定

- ・「学校いじめ対策委員会」での検討
- ・指導のねらい、方向性の明確化
- ・全教職員による情報の共有と共通理解の醸成
- ・教育委員会や関係機関との連携

D. 生徒への指導と支援

- ・いじめられている生徒の保護、心配や不安の払拭
- ・見守る体制の整備(休み時間や放課後の時間も含め)
- ・いじめた生徒への指導

E. 保護者との連携

- ・保護者と連絡を取り、必要ならば直接会って、具体的な対応について情報提供
- ・協力を求め、学校と保護者との連携体制の構築(できれば複数職員で)

F. その後の対応

- ・継続的な指導や支援の実施
- ・心のケアの実施(教育相談やスクールカウンセラー等の活用)
- ・心の教育の充実を図り、いじめのない学校の環境づくりの実施

イ、留意すべき点について

いじめを認知した場合、教職員は問題を一人で抱え込まず、学年・学校全体で対応することが大切である。抱え込みをすることで、かえって生徒をよりつらい状況に追い込んでしまったり、保護者とのトラブルになってしまうことのないよう、いじめ対策委員会を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。また、いじめの解消に向けた取り組みに当たっては、迅速な対応が肝要であり、いじめの情報が入ってから学校の方針決定方針決定に至るまでの流れを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

学校は、被害生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、場合によってはいじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等を活用し、被害生徒やその保護者のケアを行う。いじめを伝えた生徒には、学校として当該生徒を守ることを宣言し、教員同士による情報共有による見守りや声掛け等を通して、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

そして加害生徒に対しては、いじめをやめさせ、再発を防止するために学校いじめ対策委員会が中心となって組織的、継続的に観察し、指導を徹底する。同時に加害生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。その際、加害生徒の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携をとり、助言を行えるようにする。

ウ、把握すべき情報

- ①、誰が誰をいじめているのか？ <加害者と被害者の確認>
- ②、その内容について、他に関係している者がいるのか？ <関係者の確認>
- ③、いつ、どこで起こったのか？ <時間と場所の確認>
- ④、どのような内容のいじめなのか？ 被害の状況は？ <事実内容の確認>
- ⑤、いじめのきっかけはなにか？ <背景・要因>
- ⑥、いつ頃から、どれぐらい続いているか <期間>

※生徒の個人情報の取り扱いについては、十分配慮すること

エ、関係機関や保護者との連携

- ①、学校は、中部学校支援センターに速やかに報告をし、情報を共有する。
- ②、学校は、暴行や金品強奪等の犯罪行為が疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- ③、学校は、早期解決に向けて「いじめ対策保護者会」を速やかに開催し、保護者に対して積極的に情報を提供し、保護者との連携や協力関係の構築を図る。

オ、ネット上のいじめへの対応

インターネット上ででのいじめは、匿名性が高いため、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないという安易な書き込み等により起こるケースが多い。インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める必要が教職員にはある。ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像等の削除等、迅速な対応を図るとともに、専門機関と連携して対応していくことが必要である。

なお、ネット上のいじめとは以下のような内容を指している。

- ①、メールでのいじめ
- ②、ブログでのいじめ
- ③、チェーンメールでのいじめ
- ④、学校裏サイトでのいじめ
- ⑤、SNSから発生したいじめ
- ⑥、画像・動画共有サイトでのいじめ

学校としては、いじめの被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。手順としては、以下の内容を原則とする。

【ネット上のいじめの発見】

→ 生徒・保護者からの相談

【書き込みの確認】

- ・掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話、スマートフォンの場合はデータを転送できるなら行う。難しい場合デジカメ等で撮影

【掲示板の場合、削除依頼】

→ 削除されない場合、掲示板のプロバイダに削除依頼し、それでも削除されない場合、警察に相談する。

【削除確認後】

- ・生徒、保護者等への説明と指導

(4) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一丸となって子どもを守り通す～

ア、重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項には、「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」とある。

重大事態とは、「いじめにより、生徒の生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や、「いじめにより、生徒が一定期間以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義できる。ただし、「生徒本人や保護者から、いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合、学校として判断がつかない段階でも重大事態が発生したものとして対応する。

なお、「一定期間以上学校を欠席する」とは、年間30日を目安とするが、連続して欠席が続く場合には、学校の判断で速やかに調査に着手する必要がある。

イ、被害生徒の保護・ケア

①、被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が絶え間なく見守る体制を構築し、当該生徒の情報共有を毎日2回以上実施する。生徒の帰宅後には、教員が保護者と連絡をとり、様子を確認するなど、積極的に情報を確認する。

②、スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害生徒の保護者が大きなストレスを感じる事が想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。場合によっては、スクールソーシャルワーカー等、専門的な外部機関とも連携をとり、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して被害生徒とその家庭を支援する。

③、緊急避難措置の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害生徒を、状況に応じて保健室登校を実施したり、その他外部機関に連絡・来訪させるなどの緊急避難措置を実施する。

ウ、加害生徒への働きかけ

①、別室での学習の実施

学校は、被害生徒が安心して学校に登校し、学習できる環境を確保するため、加害生徒について、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

②、警察への相談・通報

学校は、被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒の保護および周囲の生徒に被害が拡大しないようにという観点から、速やかに警察への相談・通報を行う。

③、懲戒処分(特別指導)とその後のケア

学校は、加害生徒への指導に向けて、情報の確認を行い、その内容に応じた懲戒処分を実施する。その際、加害生徒の言動の背景には、過去自らが深刻ないじめ等を受けていたことによる心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて加害生徒のケアを行う。

また、重大事態に至るケースにおいては、加害生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

エ、所管教育委員会・関係機関との連携

①、所管教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について、所管教育委員会(中部学校支援センター)に速やかに報告し、所管教育委員会と一体となって対応する。

所管教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣する。都教委は、学校の要請に基づき、臨床心理士を派遣する。

②、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして、被害生徒および加害生徒の家庭に虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーによるの専門的見地からの助言をふまえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

③、都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用

学校は、個人情報取り扱いや懲戒処分の運用等については、事前に法的な問題がないかを確認する等、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置しているいじめ等の問題解決支援チームを積極的に活用する。

オ、保護者・地域との連携

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、所管教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会(説明会)を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。また、積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

カ、民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく生徒たちをより多くの目で見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守り、巡回を依頼する。

キ、所管教育委員会の対応・調査

所管教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会」(仮称)を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。学校は、調査に対して、調査委員会から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示に協力する。なお、この調査は学校の教育活動に極力支障のない形で進め、その目的は事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることとする。